

周南市小規模契約希望者登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、周南市が発注する業務委託（測量・建設コンサルタント等を除く。以下「業務委託」という。）、物品の製造の請負、買入れ及び借入れ（以下「物品調達等」という。）のうち、周南市が発注する業務委託及び物品調達等に係る競争入札等の参加資格に関する要綱第5条に規定する名簿（以下「入札等参加資格者名簿」という。）に登録されていない者で、入札によらない少額な契約を希望する者（以下「小規模契約希望者」という。）に必要な資格、申請手続き等に関する事項を定め、もって、市内業者の受注機会を拡大及び市内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 対象となる契約は、予定価格が次の各号に掲げる額以下の契約とする。

- (1) 200万円以下の物品の製造の請負
- (2) 150万円以下の物品購入
- (3) 100万円以下の業務委託
- (4) 80万円以下の物件の借入

(資格)

第3条 小規模契約希望者として登録できる者は、周南市内に本社・本店を置く法人又は周南市内に主たる事業所を置く個人事業者であつて、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 周南市の市税を滞納している者
- (2) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者
- (3) 入札等参加資格者名簿に登録されている者又は登録申請中の者
- (4) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当する者

(登録申請の方法)

第4条 登録を希望する者は、小規模契約希望者登録申請書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては登記事項証明書又は履歴事項全部証明書、個人にあつては居住する市区町村が発行する住民票の写し
- (2) 周南市が発行する市税の滞納の無いことの証明書。ただし、市税納税状況確認同意書を提出

する場合は不要とする。

(3) 周南市入札契約からの暴力団等排除要綱(平成24年周南市要綱第37号)別表各号に掲げる措置要件に該当しないことの誓約書

(4) その他申請に必要と認められる書類

(申請書の受付期間)

第5条 申請書の受付期間は、2会計年度ごとに別に定める10月の1箇月間とする。

2 前項で定める以外の受付期間は、別に定める。

3 前2項のほか、特に必要があると認められるときは、この限りでない。

(資格審査、認定、登録及び公表)

第6条 市長は、申請書を受け付けたときは、資格審査を行うものとする。

2 資格審査の結果、資格を有すると認めた者には、認定の通知を行い、名簿に登録するものとする。

3 名簿は、周南市ホームページにおいて公表するものとする。

(登録期間)

第7条 登録期間は、当該資格を認定した日の属する年度の翌年度の初日から翌々年度の末日までの2年間とする。

2 登録期間中に新たに追加登録する者の登録期間は、前項に規定する登録期間の残期間とする。

(登録者の取扱い)

第8条 市は、第2条各号に掲げる額以下の契約を発注しようとするときは、名簿に登録された者に積極的に受注機会を与えるよう努めるものとする。ただし、入札等参加資格者名簿に登録された者を選定することを妨げるものではない。

(中間年における書類の提出)

第9条 名簿に登録された者は、中間年で周南市が発行する市税の滞納の無いことの証明書を再提出しなければならない。ただし、市税納税状況確認同意書を提出した場合はこの限りでない。

2 前項の再提出の受付期間、その他事務手続については、別に定める。

(申請事項の変更届)

第10条 名簿に登録された者は、次に掲げる事項に該当するときは、遅滞なく小規模契約希望者名簿登録内容等変更届に当該事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 営業を休止又は廃止したとき

(2) 所在地又は住所を変更したとき

- (3) 商号又は名称を変更したとき
- (4) 代表者の職及び氏名を変更したとき
- (5) 電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレスを変更したとき
- (3) 使用印鑑を変更したとき

(登録の抹消)

第 11 条 名簿に登録された者が次の各号のいずれかに該当するときは、名簿から抹消するものとする。

- (1) 第 3 条各号に該当したとき
- (2) 登録内容が事実と異なるとき

(指名停止等)

第 12 条 本制度における指名停止等の措置については、「周南市建設工事等の請負契約に係る指名停止等措置要領」及び「周南市入札契約からの暴力団等排除要綱」の例による。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和 5 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 8 月 1 日から施行する。